

# 笛吹市国民健康保険通信

## 平成30年度国民健康保険 証の郵送について

現在、皆さんがお持ちの国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は、平成30年3月31日までです。

平成30年度の新しい保険証を3月中旬に簡易書留にて郵送します。4月からは今お持ちの保険証は使えなくなりしますので、4月になっても新しい保険証が届かない場合は、お問い合わせください。

※国保税に未納がある場合は、「有効期限の短い保険証」または医療費が一旦全額自己負担になる「資格証明書」を発行します。領収書などで納付状況をご確認いただき、納め忘れがある場合は早めに納付をお願いします。

## 修学中の国民健康保険証について

大学や専門学校などに行くために住民票を市外に移して、笛吹市の家族と離れて生活する場合、引き続き笛吹市の国民健康保険を使用することができません。この場合マル学該当の届出を転出時にしてください。

○手続きに必要なもの  
・在学証明書（後日でも可）  
・国民健康保険証

・印鑑  
・世帯主および該当者の個人番号カード（通知カードと身分証明書でも可）

また、すでにマル学保険証が交付された方には、毎年4月に現況確認（学生であることの確認）のため在学証明書を提出していただきますので、国民健康保険課の窓口まで直接お持ちいただくか、郵送により提出してください。

なお、大学や専門学校を卒業した場合、次の手続きをお願いいたします。

### 会社等の健康保険に加入した場合

国民健康保険喪失手続きを国民健康保険課の窓口で行ってください。

▼持ち物 国民健康保険証、会社等の健康保険証、印鑑、世帯主および国保を喪失する方の個人番号カード（通知カードと身分証明書でも可）

### 笛吹市以外の市区町村に住民登録し、会社等の健康保険に加入していない場合

笛吹市での国民健康保険喪失手続きと、住民登録している市区町

村での国民健康保険加入手続きが必要ですが。

### ▼持ち物

○笛吹市での資格喪失手続き：  
国民健康保険証、印鑑、卒業証書、世帯主および国保を喪失する方の個人番号カード（通知カードと身分証明書でも可）

○居住地での加入手続き：  
笛吹市で発行する資格喪失証明書、印鑑、世帯主および国保に加入する方の個人番号カード（通知カードと身分証明書でも可）

### 笛吹市に住民登録し、会社等の健康保険に加入しない場合

マル学非該当届の提出をしてください。

▼持ち物 国民健康保険証、印鑑、世帯主および国保に加入する方の個人番号カード（通知カードと身分証明書でも可）

## 入院時の食事代が変更されます

平成30年4月1日から13ページの表のとおり入院時の食事負担額が国民健康保険、後期高齢者医療保険ともに変更となります。

住民税非課税世帯および難病患者、小児慢性特定疾病患者は食事負担額が据え置かれます。

住民税非課税世帯の方は、入院する前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の手続きを市役所にて行ってください。医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示がないと、住民税課税世帯と同じ金額になります。

## 医療療養病床に入院している65歳以上の皆さんへ

平成30年4月1日から医療療養病床（自宅療養が難しく、医療処置が必要な慢性的な疾患の方の入院場所）入院中の光熱水費の負担額が13ページの表のとおりに変更になります。

この見直しは介護保険施設に入所している方には現在すでに1日370円の光熱水費を負担していただいていることを踏まえたものですが、指定難病の方・老齢福祉年金受給者については負担額の変更はありません。

※65歳未満の方や、一般病床および精神病床に入院している方は対象外となります。

